News Release

１０－Ｓ－００６８
２０１０年６月１日

米国 SEC 新規制の米国外適用延期を受けた JCR の対応方針について

株式会社日本格付研究所（JCR）は、米国証券取引委員会(米国 SEC）の証券化商品格付け新規制（Rule 17g-5）の米国外での適用開始が 2010 年 12 月に延期されたことを受け、JCR の対応方針をお知らせします。

１．米国外での適用一時除外と除外の要件

Rule 17g-5 により、証券化商品の発行体、スポンサー、引受会社（アレンジャー等と総称）と NRSRO は、概略以下のような情報開示義務を新たに課されることになりました。

(1) 格付けの依頼を受けた NRSRO は、格付作業中の証券化商品のリストその他の情報をパスワードで保護された自社のウェブサイトに掲載し、格付けの依頼を受けていない他のすべての NRSRO にアクセスを提供する。ウェブサイトへのアクセスは、一定の証明書を米国 SEC に提出し、その写しを格付けの依頼を受けた NRSRO に提出することが条件となる。
(2) アレンジャー等は、格付けを依頼した NRSRO に対して提供した、当初格付け付与のための全ての情報ならびにサーベイランスのための全ての情報を、パスワードで保護されたアレンジャーのウェブサイトに掲載し、格付けを依頼していない、上記証明書を提出済みの NRSRO にアクセスを提供する旨の表明書（Written Representation）を格付け依頼した NRSRO に対して提出する。
(3) 格付けの依頼を受けていない NRSRO は、格付けの依頼を受けた NRSRO のウェブサイトと、アレンジャーのウェブサイトにアクセスし、情報を閲覧した案件の最低 10%以上に格付けを行う。

Rule 17g-5 は適用対象を 2010 年 6 月 2 日以降の新規格付けとしていましたが、米国 SEC は 2010 年 5 月 19 日に、以下の要件を満たす証券化商品格付けは 2010 年 12 月 2 日まで適用を一時除外する旨発表しました。

(a) 証券化商品の発行体が米国人（法人等を含む）でないこと。
(b) 証券化商品の勧誘、発行時の販売およびアレンジャー等による発行後の取引が、米国外でのみ実施されることを NRSRO が合理的に判断できること。

２．JCR の対応方針

JCR は、2010 年 6 月 2 日以降、新規に格付けの申込みを受ける証券化商品については、当該商品が適用一時除外の取扱いを受けるよう、アレンジャー等からご提出いただく格付申込書や差入書により、上記の２点を確認させていただく方針です。

以上

お問合せ先：ストラクチャード･ファイナンス部　電話 03-3544-7023
FAX 03-3544-7028
電子メール sf.monitor@jcra.com

格付けは、信用すべき情報に基づいたJCRの意見の表明であり、その正確性、完全性、特定の目的への適合性等は一切保証されておりません。また、格付けは、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の売買・保有を推奨するものではありません。格付けは原則として発行者から対価を受領して行っております。

※無断コピー・転送は固くお断りします。

株式会社日本格付研究所
〒104-0061　東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル
http://www.jcr.co.jp

＜情報提供電子メディア（検索コード）＞
BLOOMBERG（和文：JCRA / 英文：JCR）　REUTERS（EJCRA）
QUICK（和文：QR / 英文：QQ）　JIJI PRESS　共同通信JLS

＜お問い合わせ先＞
情報・研修部　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026